

環境学習等スポンサー制度実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、京都市南部クリーンセンター環境学習施設スポンサー制度実施要綱第2条第2号に規定する環境学習等スポンサー制度について、その取扱を定める。

(制度内容)

第2条 市長は、環境学習等スポンサー制度に協賛する企業又は団体（以下「スポンサー」という。）を募り、京都市南部クリーンセンター環境学習施設（以下「さすてな京都」という。）の環境学習講座等の充実を図るものとする。

(協賛内容)

第3条 協賛内容は、次の各号に定める役務等の提供とする。その内容は環境学習に資するものでなくてはならず、協議のうえ決定するものとする。

- (1) 学習講座の実施
- (2) 企画展示の実施
- 2 協賛に係る費用は、スポンサーの負担とする。ただし、協賛のための講義室及び備え付け備品は無償で利用可能とするほか、市長が必要と認めた範囲で支援を行うことがある。
- 3 協賛期間は、年度ごとの1年間とし、年度途中で協賛を開始した場合も当該年度末日までとする。
- 4 複数年の協賛を希望する場合も、年度ごとに申請手続を行うものとする。

(協賛手続)

第4条 環境学習等スポンサー制度へ協賛しようとするものは、協賛申出書（第1号の2様式）を市長に提出するものとする。

- 2 市長は、前項の申出書を受領した後、スポンサーを決定し、認定通知書（第2号の2様式）をもって通知する。
- 3 スポンサーが希望した場合は、スポンサーの名称等をさすてな京都で表示するものとする。表示を行う期間は、協賛期間のうち協賛を実施する日の属する月間とする。スポンサーから申出があった場合は、表示を取り止めることができる。
- 4 市長は、協賛の規模及び継続性を勘案し、表示を付加することができる。
- 5 スポンサーとして適当でないと市長が認める企業・団体又は協賛内容が環境学習施設に相応しくないと市長が認める企業・団体については、スポンサーに決定しないことがある。

(協賛の取消)

第5条 スポンサーとして適当でないと市長が認める企業・団体については、協賛を取り消すとともに、その旨を協賛取消通知書（第3号様式）により通知する。

- 2 前項の取消により生じる費用は、協賛を取り消された企業・団体の負担とする。

(特例措置)

第6条 市長の求めに応じて協賛を行う企業・団体については、第4条第1項の規定に基づく申出がなくとも、スポンサーとして同条第3項及び第4項の規定を適用することができるものとする。

(その他)

第7条 この要領に定めるもののほか、環境学習等スポンサー制度の事務取扱に関し、必要な事項は、環境政策局適正処理施設部長が定める。

附 則

(施行期日)

この要領は、令和6年4月1日から施行する。